

4月から65歳以上の方の介護保険料額が変わります

【第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料の改定】

介護保険料は3年ごとに見直しを行います。平成30～32(2020)年度の第7期事業計画期間において必要とされる給付費を見込み、その額の23%を第1号被保険者の保険料で負担することと規定されています。要介護認定者の増加に伴い給付費は年々増加しています。保険料の上昇を少しでも抑えるため、介護給付費準備基金を活用した結果、保険料基準額は月額5,400円となりました。所得段階別保険料額は、現行どおり15段階とします。(右図)

※合計所得金額は、実際の収入から必要経費相当額と税制上の譲渡所得等の特別控除を差し引いた額です。また、第1～5段階については、公的年金等に係る雑所得が引かれた金額です

【低所得者の負担を軽減】

消費税を財源とした公費を投入し低所得者の介護保険料を軽減する仕組みを設けます。生活保護受給者または世帯全員市民税非課税で、老齢福祉年金受給者または課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の段階層の保険料率を国の基準の0.5から0.45に引き下げます。

【平成30年度納入通知書】

7月中旬に発送します。年金からの天引き(特別徴収)の方の1回あたりの金額が変更となるのは、10月からの予定です。8月までの3回と10月からの3回では、金額に差が生じますのでご了承ください。

納め忘れはありませんか 平成29年度の介護保険料

65歳以上(第1号被保険者)の方の介護保険料は、年金からの天引き(特別徴収)または市から送付する納付書により納付(普通徴収)していただいています。

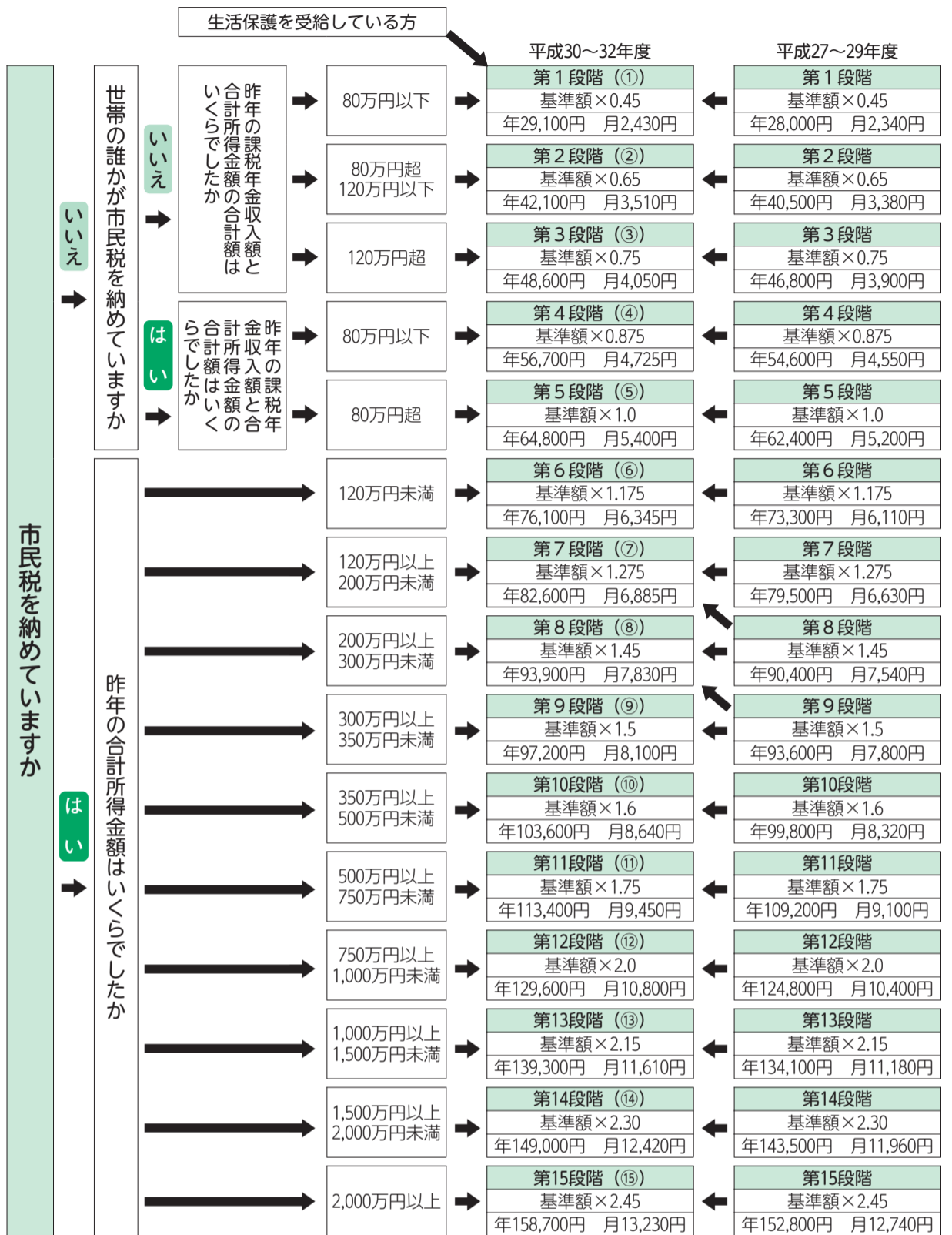
平成29年度の介護保険料は、5月31日(木)まで、お手元の納付書で納められます。できるだけお早めに納付してください。

納付書を紛失した場合は、再発行しますので、お申し出ください。

☎介護福祉課介護保険係(☎042-387-9921)

平成30～32年度 あなたの介護保険料は…

第7期介護保険 基準額 年額64,800円(月額5,400円)



①生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方または世帯全員が市民税非課税の方で、「課税年金収入額+合計所得金額(※)」が80万円以下の方
 ②世帯全員が市民税非課税の方で、「課税年金収入額+合計所得金額(※)」が80万円超120万円以下の方
 ③世帯全員が市民税非課税の方で、「課税年金収入額+合計所得金額(※)」が120万円超の方
 ④世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税の方で、「課税年金収入額+合計所得金額(※)」が80万円以下の方
 ⑤世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税の方で、第4段階以外の方
 ⑥～⑮本人が市民税課税で、前年の合計所得金額(※)が各段階の該当額の範囲内の方

民生委員・児童委員が決定

- 【4月1日付け】
- ▽野崎玲子(☎042-381-3952)
- 担当地区 桜町1丁目3番8-13(15番)
- ▽島田伸世(☎042-401-2235)
- 担当地区 西部地区主任児童委員
- ☎地域福祉課地域福祉係(☎042-387-9915)

学習塾等受講料貸付金 高校・大学等受験料貸付金

東京都では、受験生チャレンジ支援貸付事業として、中学校3年生・高校3年生およびそれに準じるお子さんがいる一定所得以下の世帯に、学習塾等受講料および高校・大学等受験料の貸し付けを行っています。高校・大学等に入学すると申請により貸付金の返済が免除されます。

【学習塾等受講料貸付金】
 中学校3年生・高校3年生およびそれに準じる方 20万円

【高校・大学等受験料貸付金】
 高校受験 2万7千400円
 (1回あたり上限2万3千円・4回まで)、大学受験 8万円

■申請期限 平成31年2月上旬
 他▽貸し付けには一定の要件を満たす必要があります▽申し込みには数日かかるので、お早めにお申し込みください

■相談・受付窓口 社会福祉協議会・自立相談サポートセンター1内(本町5-36-17 ☎042-386-0295) ☎地域福祉課地域福祉係(☎042-387-9915)

子ども子育て 休日校庭(遊び場) 開放

子どもの遊び場不足を補い、安全で広い遊び場を確保するため、市立小学校の校庭を開放しています。

■開放日 土曜・日曜・祝日(振替休日を含む) および冬・春休み期間※年末年始、夏休み期間、12月～翌年3月の土曜・日曜・祝日(冬・春休み期間を除く)は開放しません※学校行事等で実施していない場合もあります

■開放時間 3月10日午後1時～5時 11月午後1時～4時 30分 冬休み期間 午後0時30分～4時 対幼児と保護者、小・中学生他校庭開放指導員が、遊びの指導や安全管理を行っています ☎042-387-9987

乳・子・親 医療費助成申請はお済みですか

市内に住所を有する、就学前の乳幼児(乳)、義務教育就学児(子)、ひとり親家庭等の方(親)の医療費を助成しています。

①親を除き、申請は郵送でも受け付けます。申請書等は、市ホームページからダウンロードできます。

②所得制限等の基準があります。申請子育て支援課手当助成係 ☎042-387-9983(9)